

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会・接続委員会合同ヒアリング資料

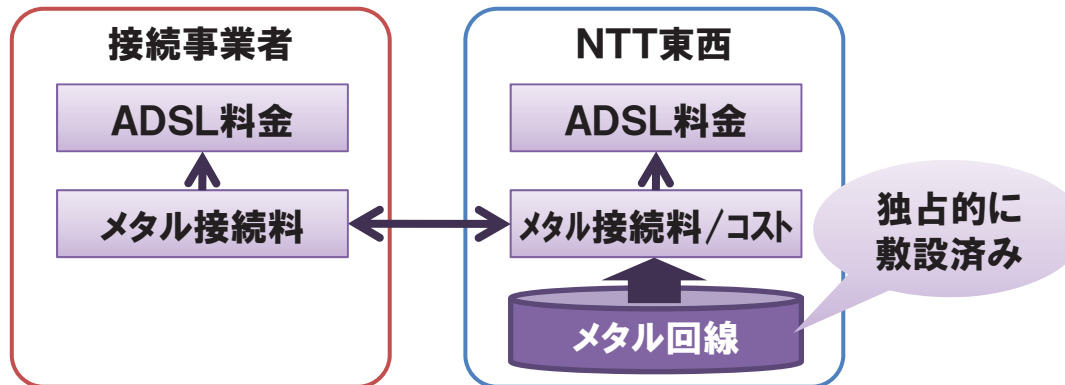
加入光ファイバ接続料認可申請 に対する意見

平成23年2月22日
株式会社ケイ・オプティコム

■ 弊社は、関西の9割以上の地域において、自ら敷設した光ファイバを用いて、FTTHサービス等を提供

■ 光ファイバ接続料水準は、弊社をはじめとした光インフラ事業者やCATV事業者の競争環境に、多大な影響を与えるという点を十分考慮のうえ、検討頂くことが極めて重要

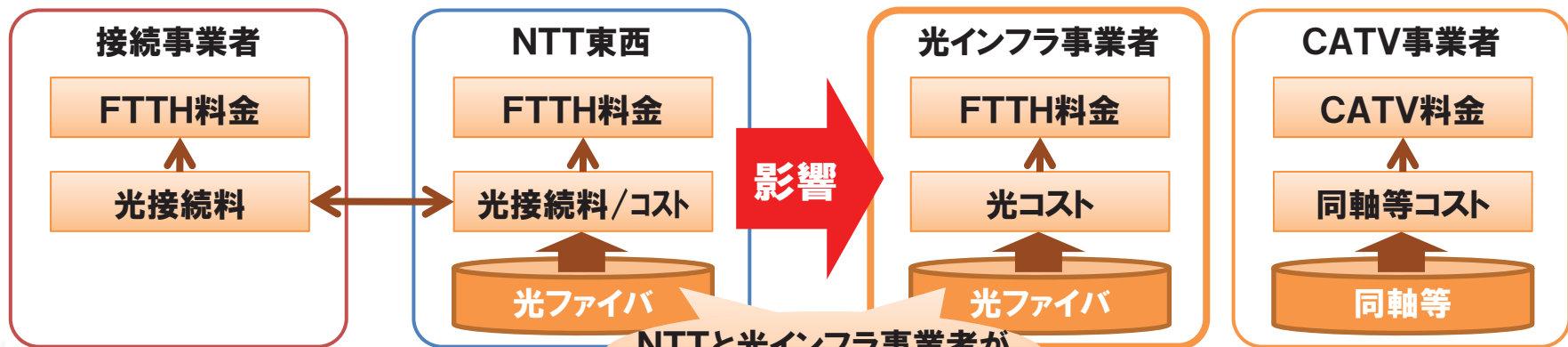
【メタル回線(設備競争なし)】



《事業者区分の説明》

- 光インフラ事業者
自ら敷設した光ファイバを用いてブロードバンドサービス等を提供する事業者
 - CATV事業者
自ら敷設した同軸ケーブル等を用いてブロードバンドサービス等を提供する事業者
 - 接続事業者
NTT東西からアクセス回線を借りてブロードバンドサービス等を提供する事業者
- ※上記の他、NTTや無線ブロードバンド事業者がブロードバンドサービス(「光の道」構想)のメインプレイヤー

【光ファイバ(設備競争が進展)】



- 認可申請された加入光ファイバ接続料は、**市場に相当のインパクト**を与える水準と認識
- 設備競争とのバランスの観点から、本来的には、**実績原価方式で算定すべき**との考え
- 光ファイバ接続料の検討に際しては、以下の点に留意いただきたい

(1) 設備競争への配慮

- メタル回線と異なり、**設備競争が進展している光ファイバ**の接続料設定にあたっては、NTT東西や接続事業者だけではなく、**光インフラ事業者を含めた競争事業者間の公平性担保が必要**
- 「光の道」構想実現に向けて-取りまとめ-」にもあるように、**設備競争への影響等に十分な留意が必要**

「光の道」構想実現に向けて-取りまとめ-(抜粋)

その際には、設備競争とサービス競争のバランスの観点から、接続事業者が設備投資のリスクを応分に負担するとともに、技術革新や新サービスの迅速な提供への阻害要因とならないような配慮を行うこと等により、設備競争への影響等に十分に留意することが適当である

(2) 設備コストに基づく設定

- 光インフラ事業者の**投資インセンティブ**を阻害することのないよう、適正に設備コスト等を反映した接続料設定が必要（「料金水準ありき」で検討すべきでない）
- 技術や機能、独占的に構築された歴史等、あらゆる点で異なる**メタル回線との比較は不適切**であり、光ファイバは光ファイバとして検討することが必要
- 保守等の業務効率化や設備・建設コストの低減により、接続料の低廉化は図られるべき

(3) 将来原価方式での算定に際して

○仮に、引続き将来原価方式で算定する場合でも、実績コストに、より近づける努力が必要

○そのため、次の点について、十分留意いただくことが必要

①算定期間

長期間の予測は困難で、結果して実績との乖離を大きくする可能性が高いため、算定期間の長期化は避けるべき

②需要想定

最終的には消費者の動向次第であり、結果して実績との乖離を大きくする可能性が高いため、需要の過度な積増しは避けるべき
(なお、「光の道」構想もFTTHだけで、その実現を目指しているものでない)

③耐用年数

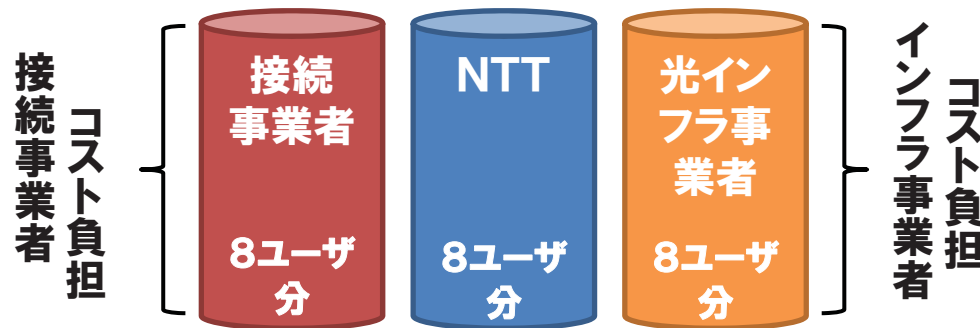
今後の技術進歩の予測が難しいなかでは、会計・税務との整合を図りつつ、より標準的な耐用年数(法定耐用年数やLRICでの耐用年数)を採用すべき

○なお、乖離額調整制度は、NTT東西が**適正に設備コストを回収**するという観点、また**実績コストにより近づける**との観点からは、**適切な仕組み**

分岐回線単位接続料の設定について①

分岐回線単位での接続料設定の最大の問題は、
設備コストをNTT東西につけ回すことで、不公平な競争環境を生むこと
(OSU共用・OSU専用にかかわらず)

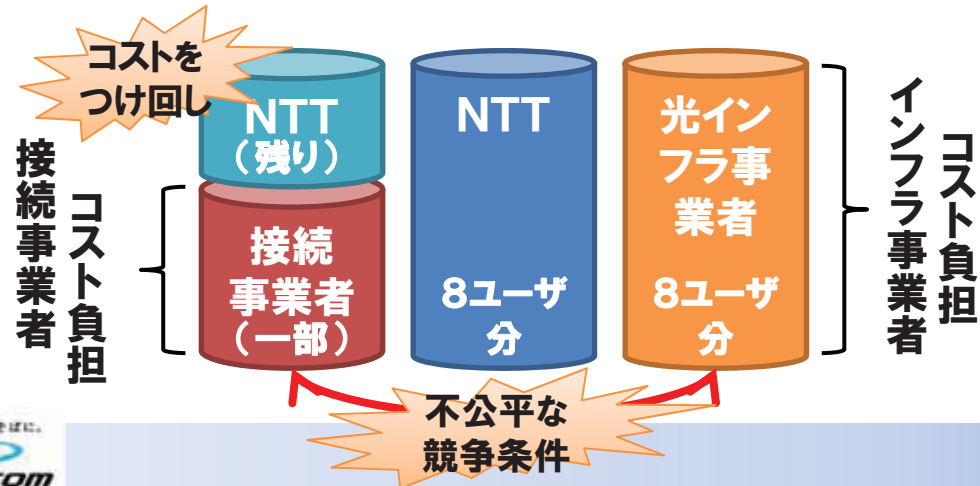
■ 現行制度でのコスト負担



OSU単位で貸出しするため、
コスト負担は、インフラ事業者
と接続事業者で同じ

現状は、公平で合理的な料金
設定

■ 分岐回線単位での接続料設定時のコスト負担

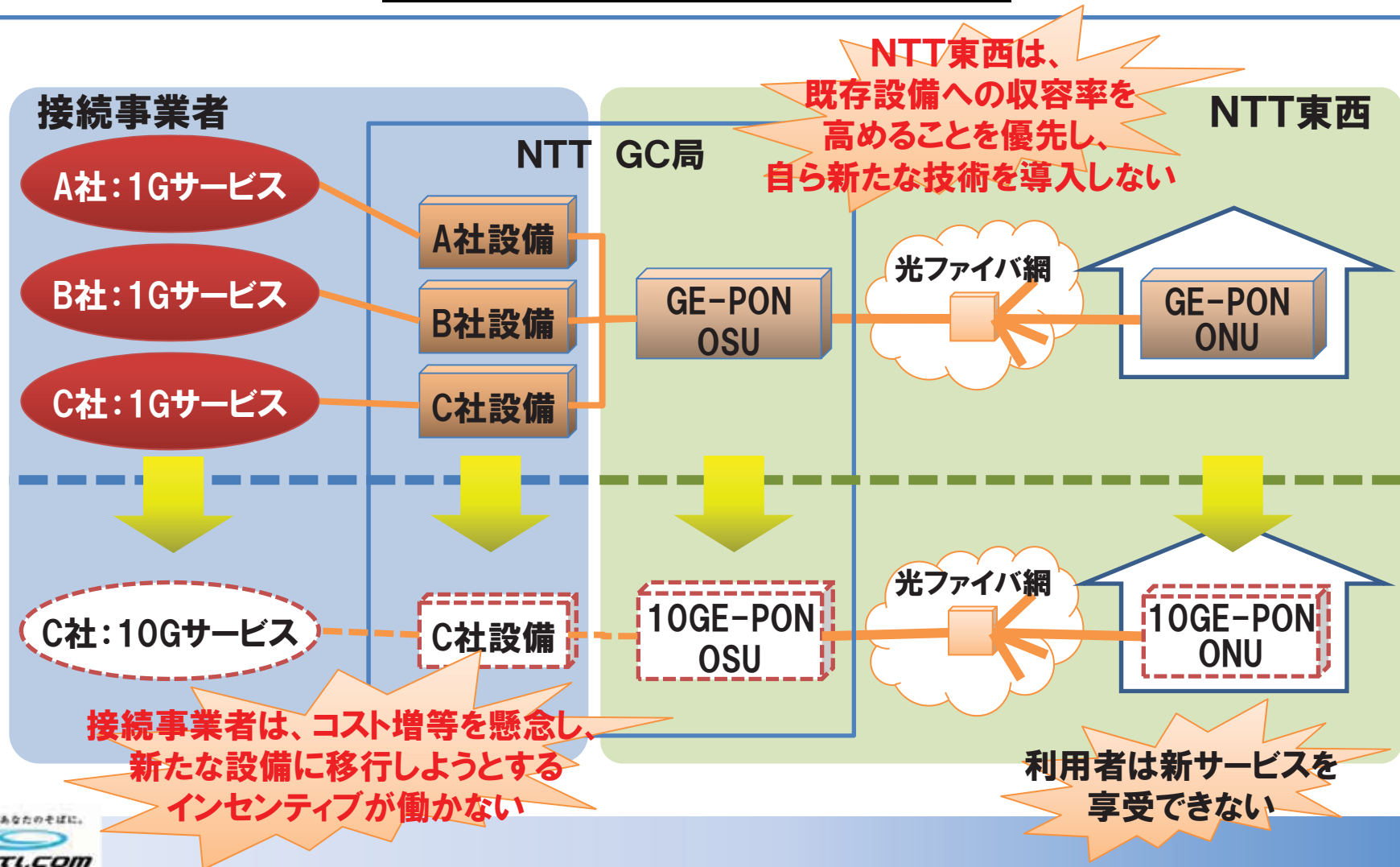


接続事業者は、一部しか設備
コストを負担しないため、イン
フラ事業者との間で不公平が
発生

接続事業者だけが優位な料
金設定

分岐回線単位接続料の設定について②

OSU共用等の設備共用の問題は、
共用するどの事業者にも技術革新に対するインセンティブが働かず、
光アクセス網の進化が停滞すること



以上を踏まえると、如何なる形態であっても、
分岐回線単位での接続料設定は、設備競争の否定に繋がるもの

これは、「光の道」構想実現に向けて「取りまとめ」にもある
設備競争とサービス競争のバランスを図りながら、事業者間競争を促進する
という基本的な思想にも反する

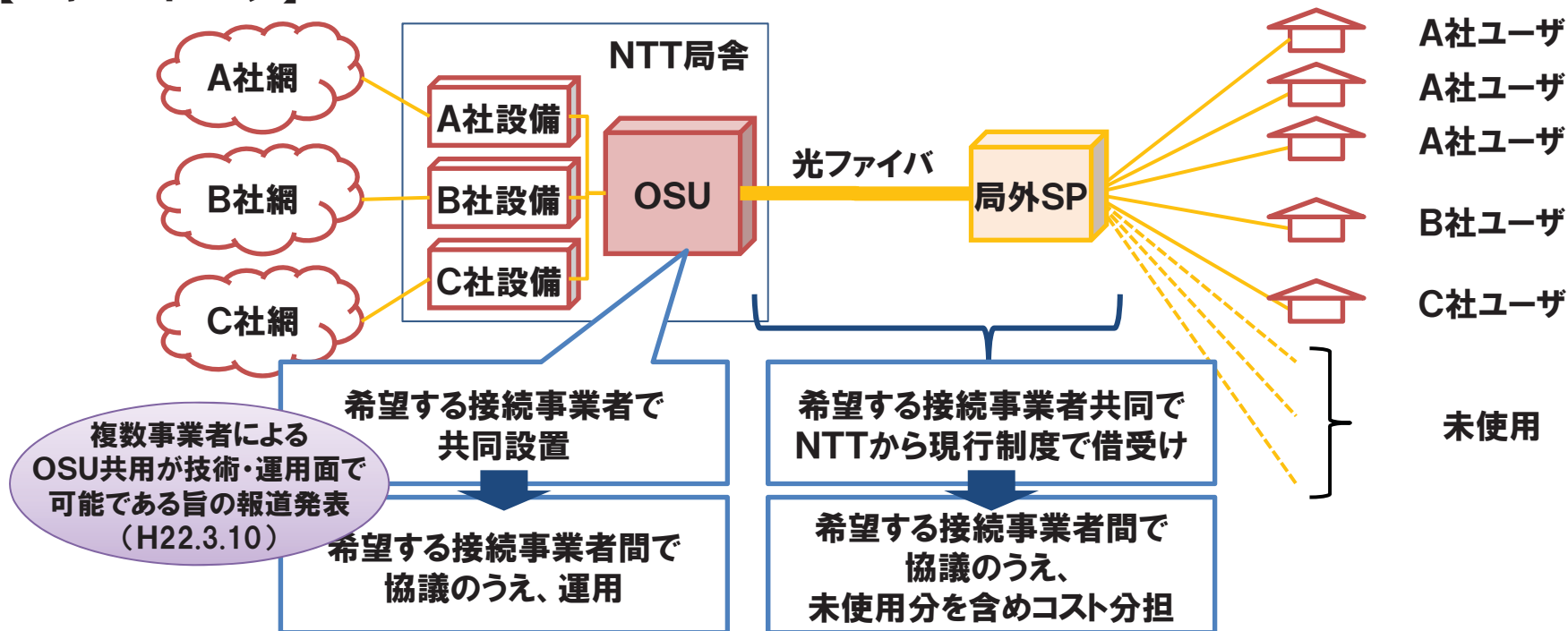
よって、分岐回線単位での接続料設定は、今後とも実施すべきでない

なお、現行制度のもと、希望する接続事業者同士でシェアすることが可能

- ①複数事業者によるOSU共用が技術・運用面で可能である旨の報道発表(H22.3.10)がなされていることから、希望する接続事業者でOSUを共同設置し、当該事業者間で協議のうえ運用
- ②希望する接続事業者共同で、NTT東西から現行制度で光ファイバを借受け、当該事業者間で協議のうえ、未使用分を含めコスト分担

希望する接続事業者同士でのシェア

【スキームイメージ】



■接続事業者にとって

…希望する事業者同士で、コスト分担できるため、分岐あたりのコストが低減(但し、設備更改が進むかは課題)

■NTT東西にとって

…設備コストを適正に回収でき、また技術革新インセンティブも確保

■光インフラ事業者にとって

…少なくとも、NTT東西へのコストつけ回しによる不公平な競争条件は強いられず、技術革新インセンティブも確保

コストのつけ回しによる
不公平な競争環境は生じない



平成20年審議会にて検討された3案に対して

	OSU共用案	OSU専用案	フレッツ機能の接続料化案
概要図	<p>OSU(共用)の共有層が最上層で、その下にB社、A社、未利用層、NTT層が積み重なっている。</p>	<p>(例1) 最初の1分岐分だけ高くする</p> <p>(例2) 1分岐ごとに徐々に安くする</p>	<p>フレッツ機能をISPに卸す。インターネット、ISP、フレッツ網の順で接続される。</p>
説明	<ul style="list-style-type: none"> OSU～光ファイバを複数事業者で共用 接続料は、実利用の分岐分のみ負担 	<ul style="list-style-type: none"> OSU～光ファイバを一事業者で専用 接続料は、1分岐目を基本料、2分岐目以降を加算料とし段階的に設定 	<ul style="list-style-type: none"> フレッツ機能(アクセス網+コア網)をアンバンドル(ONUで振分け) 接続料は、キャリアズレート方式で設定
H20年審議会答申	<ul style="list-style-type: none"> ①サービス提供に支障の懸念 <ul style="list-style-type: none"> 機動的な事業展開を制約 現在の分岐の仕組みを固定的に捉えるのは不適 運用・保守、故障対応の面で利用者利便の低下のおそれ ②設備競争に与える影響が懸念 	<ul style="list-style-type: none"> ①より詳細な芯線数予測が必要 ②回線情報管理のためにシステム改修が必要 ③そもそも適切な基本料水準を合理的に設定することは困難(モラルハザード的利用、設備競争への影響等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定のISP事業者向けに接続先を限定できない仕様 <p>問題・課題が解消されるような状況変化はない</p>
	<p>③競争事業者間でのOSU共用の取組の推進等の代替措置を講じることが、まず適当</p>	<p>複数事業者によるOSU共用が技術・運用面で可能である旨、競争事業者が報道発表(H22.3.10)</p>	

- **適正に設備コストを反映した結果、光ファイバ接続料が低廉化**することは、「光の道」実現、実現後の持続的な発展のためにも、**あるべき方向性**と考える
- **しかしながら、設備コストと乖離した接続料設定は、光インフラ事業者やCATV事業者による設備競争を否定し、ひいてはサービスの多様化・高度化や普及率向上の停滞に繋がる**という点を、十分考慮いただきたい
- **なお、FTTHの普及促進・競争促進に向けては、以下の取組みが重要と考える**

普及促進に向けて

- **料金水準もさることながら、ブロードバンド全体のニーズを掘り起こし、FTTHの真価が発揮できる利活用策を充実**させることに、**官民あけて取り組むことが、何より重要** → [参考1・2]

例・基盤整備がほぼ100%に達し、比較的安価なADSLが提供されているが、ブロードバンドの未利用者が40%近く存在
・集合向けFTTHは、戸建向けFTTHよりも料金が安く導入しやすいが、その普及率は戸建向けと、さほど変わらない
・世帯あたりの通信費負担が大きいにもかかわらず、携帯電話は圧倒的に普及

競争促進に向けて

- **NTT東西のシェア高まりに対しては、NTT東西のなし崩し的な業務範囲拡大への歯止め、事業活動全般への抜けない法規制が、まずは必要** → [参考3]

- サービス高度化への機運等を高めるため、ブロードバンドで実現できることを、まず実現
- 更に、官民あけて、超高速ブロードバンドでしかできない利活用を加速化

行政

【ブロードバンド】

- ◆河川や山間部での災害状況を、**遠隔地で画像確認**でき、対策の迅速化が可能
- ◆観光情報等を、**視覚的に伝える**ことができるため、地域振興に役立つ
- ◆住民からの相談に対し、**動画と音声によってコミュニケーション**を図る

【超高速ブロードバンド】

- ◇より高細密な視覚的情報等のやりとり

教育

【ブロードバンド】

- ◆**電子教科書の活用**により、紙では困難だった動画・音声を組み合わせた教育
- ◆**ポータルサイトやファイル共有機能**を生徒ごとに準備し、学校と家庭のコミュニケーションの高度化を図る
- ◆生徒の**成績を電子的に管理・分析**し、きめ細かな個別指導に繋げる

【超高速ブロードバンド】

- ◇立体等、**実物そのものに近い教材**を利用
- ◇海外のネイティブスピーカーによる**臨場感ある講座**

医療

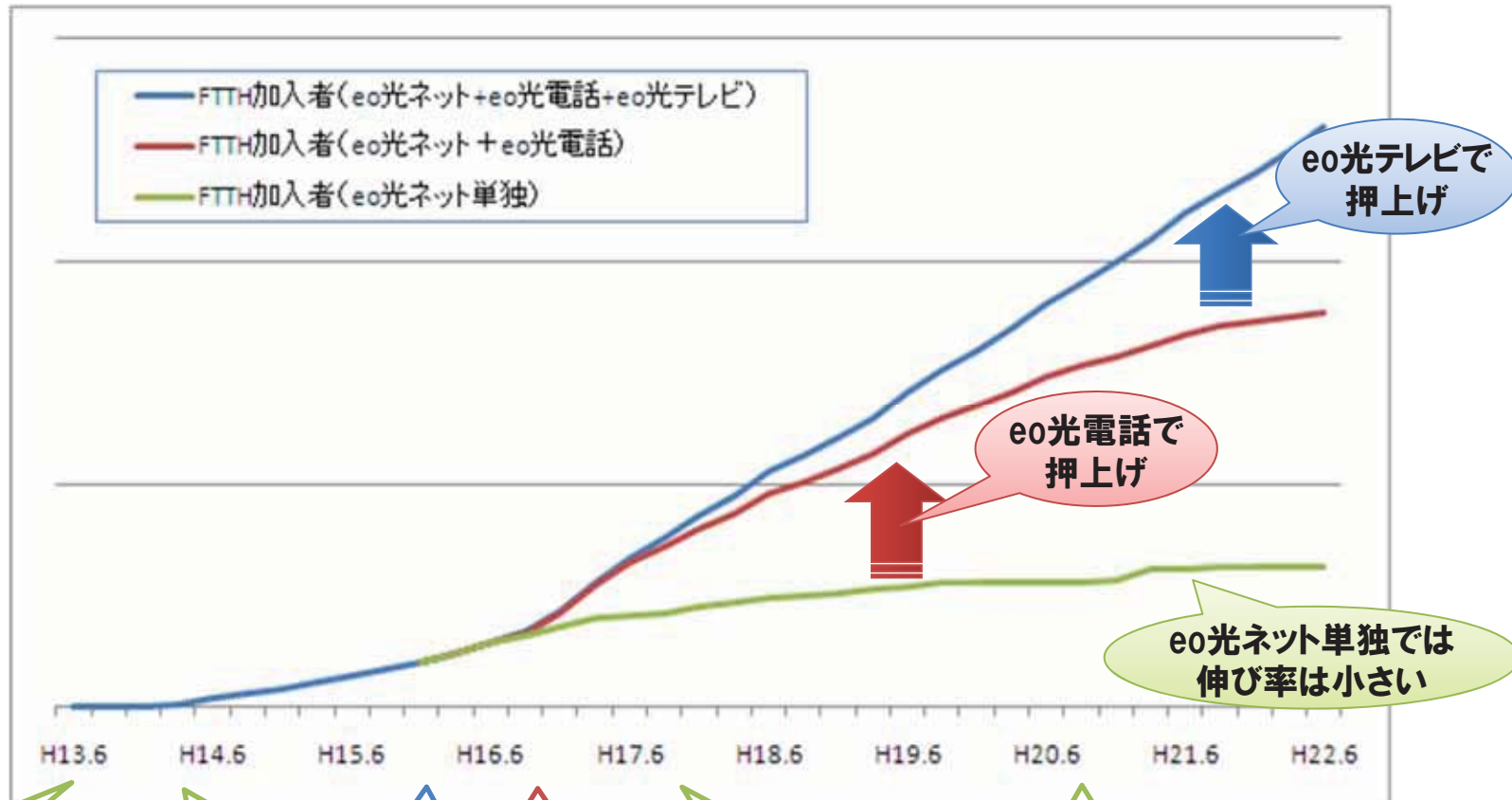
【ブロードバンド】

- ◆患者の**バイタルデータを集約し、電子カルテで管理**することで、きめ細かな診療が可能
- ◆**遠隔受診**が実現すれば、へき地にいる患者が都市部の病院の医療サービスを受けることができる
- ◆**動画・音声を組み合わせ**、患者に診察結果をわかりやすく伝えることが可能

【超高速ブロードバンド】

- ◇顔色等がはっきり判別できる程の**高細密画像での遠隔診断**

- 弊社FTTH加入者は、付加価値サービス(電話、テレビ)がなければ、伸びは小さかった
- FTTHの普及促進には、インターネットの利活用や付加価値の充実が、何より重要



- H13.6 マンション向け eo光ネット開始
- H14.4 戸建向け eo光ネット開始
- H15.11 eo光テレビ開始
- H16.9 eo光電話開始
- H17.7 eo光ネット1ギガ開始
- H20.7 eo光ネット200M開始

- 独占時代からの企業イメージや資金力から、圧倒的に優位であるのに加え、NTT自身が、自らに対する規制を形骸化させる事業活動を展開していることが、シェアの高まりの要因
- そのため、NTTの事業活動全般に、抜けなく法規制の網を被せること、NTT東西のなし崩し的な業務範囲拡大に歯止めをかけることが、まずは必要

■ 活用業務制度の問題

- ・ 県内通信が本来業務であるNTT東西が次々と活用業務を認可申請し、**活用業務が無視できない規模に拡大**
- ・ このなし崩し的な業務範囲の拡大が、**競争を阻害し、NTT東西のシェア高まりの要因**

法改正により、
手続きが緩和される予定

今後のシェア
拡大の
最大要因

■ 県域等子会社の問題

- ・ 実務の多くが行われ、NTT東西と実質的に一体(出資比率100%・類似社名・役員兼任・事務所併設等)であるにもかかわらず、**子会社には規制が適用されていない**
- ・ この子会社を通じた抜け道的な事業活動が、**競争を阻害し、NTT東西のシェア高まりの要因**

法改正により、
子会社への規制適用を予定

■ グループドミナンスの問題

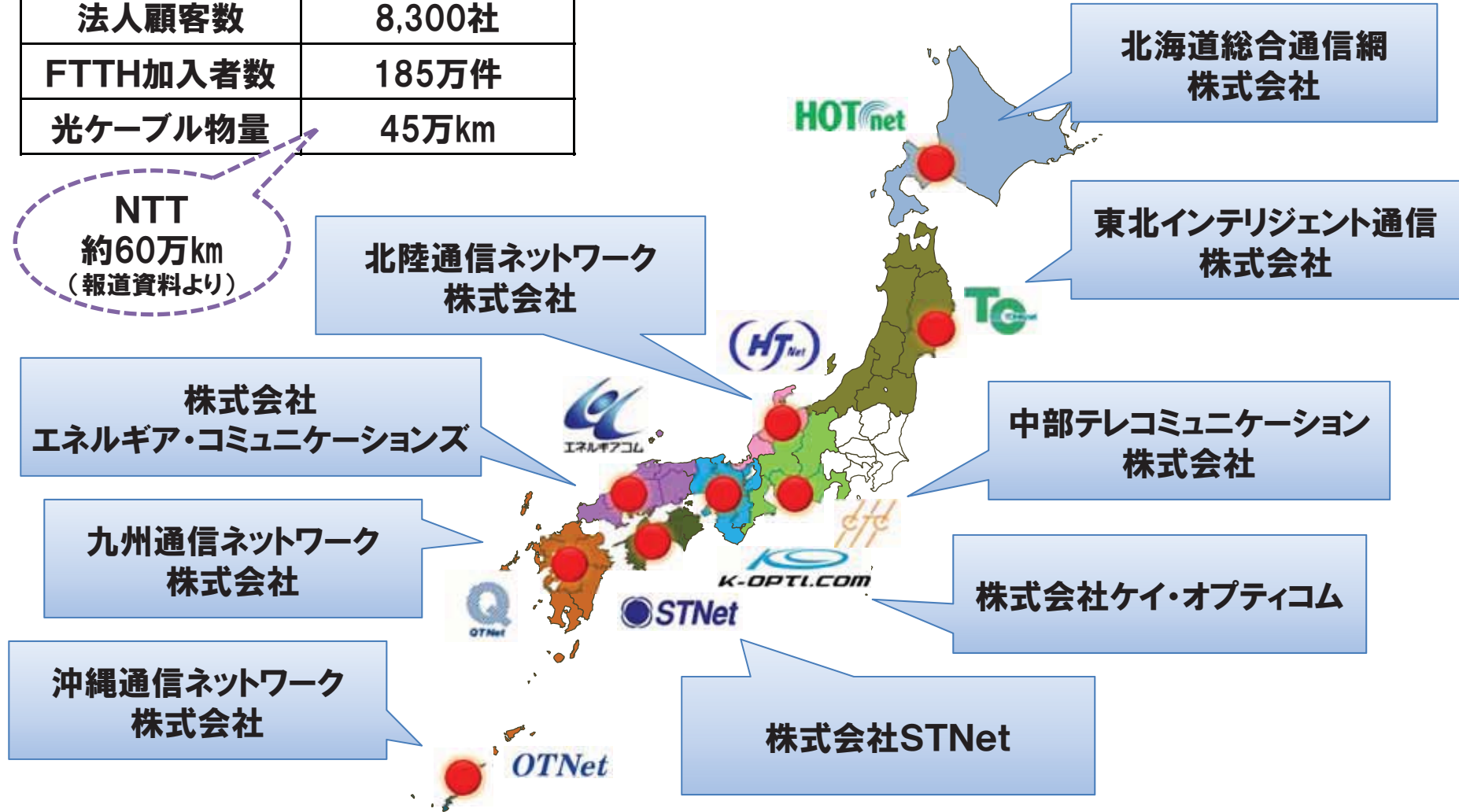
- ・ 指定電気通信設備制度、NTT再編時等に係る公正競争要件における規制を形式的にはクリアしつつも、**実質的にはグループ内に閉じた連携が進んでいる状況**
- ・ このグループ内に閉じた連携が、**競争を阻害し、NTT東西のシェア高まりの要因**

今後、SMP規制等について
検討がなされる予定

(平成22年4月時点)

累積総投資額	2兆1,000億円
法人顧客数	8,300社
FTTH加入者数	185万件
光ケーブル物量	45万km

NTT
約60万km
(報道資料より)



■設備競争が進展している近畿2府4県では、ほとんどが全国平均を上回る世帯普及率

